

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、1.経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定と有効かつ効率的な業務遂行による企業価値の向上、2.株主に対する経営の透明性、3.コンプライアンス重視、を目指したコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と認識しております。また、コーポレート・ガバナンス充実強化に向けて、継続的に体制整備に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
光通信株式会社	976,800	9.07
瀧澤 豊	861,050	7.99
瀧澤 功一	778,414	7.22
株式会社りそな銀行	538,300	5.00
瀧澤 賢二	520,176	4.83
西川 喜代子	506,080	4.70
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	458,300	4.25
大野 榮子	456,480	4.24
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	430,700	4.00
株式会社みずほ銀行	339,264	3.15

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

特になし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
---	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
城所 孝明	公認会計士													
栗原 克己	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
城所 孝明		公認会計士であります。	城所孝明氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社グループにおける業務執行の適正の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるものと判断しております。また、同氏と当社の間には利害関係がないことから独立性が保たれており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任するものであります。

栗原 克己		栗原克己氏は、設計・開発、生産、品質管理における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の企業価値の向上のため、客観的な立場からの経営戦略に対する助言とコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるものと判断しております。また、同氏と当社の間には利害関係がないことから独立性が保たれており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任するものであります。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門と情報交換に努め、必要に応じて監査に立会うなど連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保することにしております。内部監査室による内部監査の結果については、社外監査役にもその都度報告する体制となっております。

監査役は、定期的に会計監査人と意見交換、情報聴取を行い、監査の経過、内容につき報告を受け、会計監査の方法及び結果について逐次把握するようにしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
香月 裕爾	弁護士													
仲井 一彦	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

香月 裕爾		弁護士であります。	監査体制の強化。特に法律専門家として当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であり、また客観的立場から適切な監査が行えるためであります。
仲井 一彦		公認会計士・税理士であります。	監査体制の強化。特に公認会計士・税理士であり、会計専門家として当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であります。また同氏と当社との間には利害関係がないことから独立性が保たれており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇のメリット及び価格下落リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とし、当社の取締役(社外取締役を除く。)を対象とする業績連動型株式報酬を導入することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

有価証券報告書に取締役及び監査役の別に各々の総額を開示しております。
2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)における役員報酬は以下のとおりです。
取締役6名(社外取締役を除く):135百万円、監査役1名(社外監査役を除く):12百万円、社外役員5名(社外取締役3名、社外監査役2名):19百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社は2021年5月25日開催の取締役会において、「役員報酬に関する基本方針」を改定しております。具体的な内容は、次のとおりです。

1. 報酬体系
報酬等については、基本報酬及び株式報酬を原則とする
2. 取締役の報酬等
(1)基本報酬
イ. 基本報酬は、金銭による月額固定報酬とし、在任中に支払うものとする
ロ. 月額固定報酬に関するテーブルを作成し、各人別の金額は、このテーブルに当てはめて決定することを基本とする
ハ. テーブルは、代表取締役・取締役の別、委嘱された業務執行の役職・職責や、当社グループの業績状況、他社の状況等を総合的に勘案して

作成する

ニ. テーブルの作成及び各人別の金額の決定は、株主総会で決議された範囲内において、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が行う

(2) 株式報酬

イ. 株式報酬は、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資することを目的として、業績連動型報酬とする

ロ. 支給対象は、取締役(社外取締役を除く。)とする

ハ. 取締役会で定める株式給付規程において業績目標の内容等を規定し、当該規程に基づき役位及び業績目標の達成状況に応じて算出したポイントにより、支給株数を定める

ニ. 支給時期は、取締役が退任等により株式給付規程に定める受益者要件を満たした時とする

3. 監査役の報酬等

イ. 株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議により決定する

ロ. 監査役の報酬等は基本報酬のみとし、金銭による月額固定報酬として、在任中に支払うものとする

また、取締役の報酬額については、2009年6月26日開催第56回定時株主総会の決議により、月額報酬の上限額(月額190万円以内)を決定してありましたが、今般、経済情勢や経営環境の変化を鑑み、優秀な人材の確保を図るとともに、機動的な報酬政策を可能とするため、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会の決議により月額による定めを年額190万円以内(うち社外取締役200万円)に改め、新たに取締役(社外取締役を除く。)を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

各取締役の月額報酬は、当社の業績や社会・経済情勢等を慎重に勘案した上で、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定いたします。監査役の報酬につきましては1994年6月29日開催の第41回定時株主総会決議の決議により月額報酬の上限額(月額300万円以内)を決定してありましたが、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会の決議により月額による定めを年額360万円以内に改めております。

各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役が必要とした場合は、監査業務の支援のため補佐するスタッフを置くこととしております。

また、取締役会の開催に際し、法的重要な案件等については事前に監査役に情報を提供・説明し、監査役の適切な意見・アドバイスを受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社は、取締役会を経営の基本方針及び経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視・監督を行う機関と位置づけ、毎月1回の定例開催と、より機動的な臨時開催により、重要事項をすべて付議し、十分な情報・資料をもとに慎重な討議を経た上で決議を行っております。

・常務会は、原則として毎月1回開催され、常務取締役以上の役付取締役が出席し、取締役会の基本方針に基づき、会社経営及び各業務運営管理に関する重要な執行方針を弾力的かつ迅速に協議決定しております。

・当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は3名で構成されており、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名(うち独立役員1名)であります。監査役は、全員取締役会に出席し、また、常勤監査役については他の業務執行に関する会議にも出席し、また、適切な監査も行ってあり、取締役の職務執行状況及び当社の業務執行状況を十分監視できる体制となっております。

・内部統制の面では、内部監査室による計画的な監査の実施により、業務活動の妥当性や法令等の遵守状況のチェックを行い、内部統制の徹底を図っております。内部監査の結果については、監査役にその都度報告する体制となっております。

・会計監査につきましては、2021年3月期までEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結してございました。業務を執行した同監査法人の公認会計士の氏名及び監査業務に関わった補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員: 米村仁志、千足幸男

会計監査業務に関わった補助者の構成

公認会計士5名、その他20名

なお、2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において、2022年3月期の会計監査につきましては、太陽有限責任監査法人が選任されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社の形態を採用しております。監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名とによって構成され、専門的知識、豊富な経験と客観的な視点から、取締役の意思決定及び業務執行に対する監視を行っており、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。また、社外取締役2名を選任し、経営の健全性、透明性の確保に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期の発送を行っております。また、招集通知の発送に先駆け、ウェブによる招集通知の早期開示に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページで公表しております。 https://www.nippon-antenna.co.jp/ja/ir/disclosure.html	
IR資料のホームページ掲載	情報の種類：決算公告、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、財務情報、適時開示資料等 https://www.nippon-antenna.co.jp/ja/ir.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：管理統括部 IR担当役員：専務取締役 清水 重三 IR事務連絡責任者：管理統括部担当 執行役員 佐藤 純	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境活動方針及び行動指針を作成しホームページで公表しております。 https://www.nippon-antenna.co.jp/ja/company/eco.html

「コンプライアンス基本規程」、「コンプライアンス行動指針」に明記するとともに、「コンプライアンス行動指針」については役員並びに全社員に配布し、周知・徹底を図っております。

(5) 研修・教育活動の実施

コンプライアンス委員会の定例開催など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべく、平素より啓発活動に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

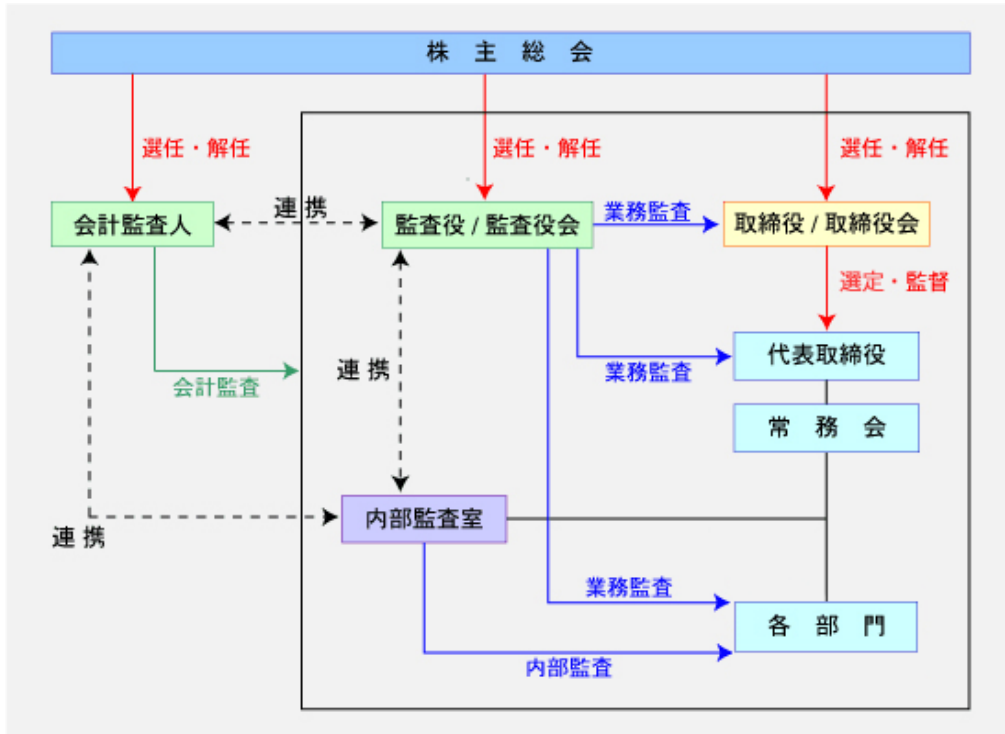
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。



■適時開示体制の概要 (模式図)



※緊急に開示すべき事実が発生した場合等は、適時開示責任者の判断により速やかな開示を行う